

アメリカ建国期における或る私掠船船長に関する 新史料についての一考察

和田 光 弘

1. 本新史料について

本稿で俎上に載せる私掠船船長とは、ジョン・モールトン船長（1762年～1824年）である。彼はマサチューセッツ州のニューベリーポートやウェナム等を拠点として、ニューヨークや南部のノーフォーク（ヴァージニア州）、チャールストン（サウスカロライナ州）、ニューオリンズ（ルイジアナ州）、またカリブ海域、西インド諸島のキングストン（ジャマイカ）、ハバナ（キューバ）、さらには大西洋を越えてイギリスのリヴァプールやブリストル、ドイツのハンブルクやブレーメン等にまで交易の裾野を広げていた人物で、1812戦争（米英戦争）中は私掠船長として活動した経験もあり、「無名」でありながらも、近代大西洋世界の強固な紐帯、ネットワークを自ら体現した存在といえる。本稿で扱う新史料は、このモールトン船長に関わる一連の一紙（単葉）文書群である。後掲の表1にまとめたように、その内の47点のオリジナルを筆者（和田）が個人的に所有している。いずれもニューハンプシャー州のとある旧家から発見されたもので、信頼すべきアメリカのディーラーを通じて複数回にわたって入手した⁽¹⁾。むしろ当該の文書群のすべてを筆者が手にできたわけではなく、やはり表に示したように、少なくともさらに12点の存在が確認できるものの、他の個人所有となっている。これらの他にも十数点（ないし数十点）以上の文書が現存すると想定されるが（その一部は現在、確認できる）、本稿では筆者の所有する47点を中心に、他の個人所有の12点の情報も加えた59点の文書群を史料集合とし、ジョン・モールトン船長関連文書と仮称したい。内容としては領収証、請求書、約束手形、為替手形、船員船客健康証明書など、同船長の活発な経済活動を反映したいわゆるエフェメラの類が多く、さらに興味深い手紙（妻への手紙、妻からの手紙）も7点含まれる（筆者の手元にあるもののみ。さらに草稿1点も私蔵）。前述したようにモールトン船長はいわゆる「有名な」人物などではなく、地域である程度名を知られていたとはいえ、市井の無名の一個人に過ぎない。したがって本新史料も文書館等、公的な機関の所蔵とならず⁽²⁾、それゆえ今回「発掘」されたこれら「うぶな」史料は、直截な形でこの市井の個人の声をわれわれに伝えてくれる。本来このような個人史こそ、社会史が扱うべき対象に他ならず、その研究に際しては、必ずしもアメリカのアーキヴィストの手を経た史料を用いる必要はない。むしろそうでないからこそ、生の「歴史の場」に踏み込むことができるともいえよう。む

(1)

ろんあくまでも限られた範囲内ではあるが、これまでも筆者はこのような新史料（文書館等に収められていない、新たに「発見」された史料）の入手・翻刻・紹介の試みを積極的に実践してきており（アメリカの植民地時代・独立革命期の領収証・約束手形・為替手形・支払指図書・小切手・差押え令状・軍票等）、たとえば、その成果の一端は単著として公にしている⁽³⁾。かかる営みを継続してゆくことで、外国人研究者としての可能性の範囲を広げたいと考えている。

2. モールトン船長の人物像

さて、上でモールトン船長を無名の一個人と述べたが、実は彼について記述した他の類の史料が全くないわけではない。彼の生涯については、モールトン家の系譜を17世紀にまで遡って20世紀初頭の子孫が記録した冊子、Eben Hobson Moulton late of Beverly and Henry A. Moulton of Wenham, Massachusetts, comp., *A History of the Moulton Family: A Record of the Descendants of James Moulton of Salem and Wenham, Massachusetts from 1629 to 1905* (published by W. P. Moulton and Children in Stuart, Iowa, 1905) から、簡潔ながらも知見を得ることができる。ただしタイプで打たれた50数ページの同書は、いわゆる市井の家系記録の範疇を超えるものではなく、その歴史学的な精度についてはむしろ疑念なしとしない（同書によれば、そもそもモールトンの名はドゥームズデー・ブックに見出されるという）。したがって同史料からは客観的な史実が得られるというよりも、後世、子孫がジョンを含む祖先をどのように記憶していたのか、また記憶しようとしていたのか、その様相・態度が客観的に知られるというべきであろう。ただし、この他に依拠すべきまとまった外的史料が存在しない以上、手稿史料（新史料）の解釈に際して同書の記述を参照することも当然許されよう。むしろ同書の誤りや矛盾を、新史料のテキストに照らして指摘することも可能であり、事実、そのような例が見いだされる（【史料20】に記された子どもの名前など）。また、モールトン船長の手紙に注目して、それを1点紹介したウェブサイトも存在する⁽⁴⁾。ただしその紹介の仕方は、あくまでも尚古趣味的に古い文書をランダムに取り上げたウェブサイトのコンテンツの一つといった風情で、たとえば肖像画も1枚掲げられているが、それは決してモールトン船長の肖像ではなく他人のもので、あくまでもこのようなイメージの人物ではなかろうかとの推測（“What Capt. John Moulton might have looked like”）に過ぎず、全体として歴史学的かつ禁欲的な態度が貫徹しているとは言い難い。もっとも、そこで取り上げている手紙はおそらくはかなり初期の市場への「出物」であって、その意味でも参照すべき点については積極的に参照してゆきたい（なお、モールトン船長の親族と思われる人物の肖像画（およびごく簡単な解説）を掲載した書物もある⁽⁵⁾）。

さてここで、前述の *A History of the Moulton Family* (pp. 13-15) から、モールトン船長の人となりをも簡潔に見ておきたい。彼は幼少期、地元の池でスケート遊びしている際に氷が割れて溺

れかかり、以後、決してスケートをしようとしなかったという。独立戦争では、まだ14歳未満ではあったが、すっかり体は大人になっており、召集された父に代わって大陸軍兵士に志願して、9か月間従軍した。ロングアイランドやブランディワインなどの戦役に加わり、飢えや寒さに苦しみながら、ワシントンの指揮下で戦ったこともあった。次いで、名うての私掠船長ヒュー・ヒルの船でキャビン・ボーイとして働くこととなり、乗船初日、船長が彼に索具装置の名称や使い方についていろいろと教えてくれたが、次の日にはそのいくつかについて忘れており、鞭打ちの罰を受けたため、以後、索具装置に関して忘れることはなかったという。独立戦争後も海での暮らしを続け、遭難事故も経験した。一度などは、ヨーロッパからの帰途に難破し、クルーとともにボートで14日間も漂流した。彼は平水夫だった間に操船術を会得すると、すぐに商船の船長に上り詰め、様々な場所に向けて航海した。合衆国南部、西インド諸島、ブリストル、アーヴル、リスボンなどの他、地中海の西・仏・伊の各港である。ナポレオン戦争中は手痛い経験もした。1807年に出港禁止令が発せられるよりも前に、西インド諸島からヨーロッパに向かっていて彼の船は、フランス船に拿捕され、ハバナまで曳航されて、そこで船と積み荷を没収された（【史料18】は当該の事実に関する新発見の記録といえる）。彼は船の権利の4分の1、積み荷の権利の3分の1を有しており、そのすべてを失ったのである。その後の彼の私掠船長としての活躍について、この家系記録の史料は全く触れない。違法ではないとはいえ、私掠行為について詳らかにすることを控えたゆえであろうか。ともあれ、次に記されるのは、陸に上がった彼の姿である。すなわち船での生活をあきらめた彼は、地元でウエナムで農業を始めるが、慣れない仕事ゆえに成功せず、さらに兄弟の借金の肩代わりで千ドルを失い、また独立戦争中の軍役に対する年金を政府に請求するも拒絶された。ようやく探し当てた同じ連隊の戦友が、彼を覚えていなかったためである。一方、ハバナでの船舶・積み荷の没収の賠償をスペイン政府に求めたが、これも国籍違いとして却下された。このように晩年を失意と貧困のうちに過ごした彼は、赤痢で1824年9月に死去した。

彼の風貌について、本書史料は次のように記している。背は5フィート9インチで、ひげを蓄えており、青く大きな目、額は高く、鼻は大きく、痩せていて大股で歩く。親族の女性（彼女の夫の最初の妻が、ジョン・モルトンの最初の妻と姉妹）の話によれば、「彼は若いころ、髪の毛がビートのように赤く、顔も髪と同じくらい赤かった」。快活で血の気が多かったという。だが、後年の印象であろうか、彼は決してハンサムではなかったが穏やかで思慮深く、親切な人物だったとされている。実際、兄弟の妻の証言に、「若いころはすぐに怒り出したが、後に彼はこの欠点を克服し、ほとんど怒ることはなかった」とある。彼は正規の教育はほとんど受けていないが、法律やビジネス関係の書類全般に詳しく、近隣の人々に大いに頼りにされていた。新史料中の様々な記載内容からも、この証言はまさに正鵠を射ていると言える。彼は歴史書や旅行書を愛読し、自身の広い見聞とも相まって、世界中の事柄について熟知しており、ウエナム図書館の運営にも積極的に関与した。外国語ではフランス語が読め、スベ

イン語とポルトガル語の知識もあった。本書史料にはドイツ語についての言及はないが、新史料中にドイツ語の文書も見られることから、おそらく読めた可能性はある。最初に触れた親族の女性の証言によれば、計算に優れ、私立の学校で若者に算術や幾何、航海術、測量術を教えていた。また別の証言では、ウェナムの町のセレクトマンに選ばれて（さらには選ばれていないときも）、財務全般を担当したとされる。彼の計算能力や会計の知識が住民に信頼されていたゆえであろう。ある竈を作るのに必要なレンガの数を、たちどころに計算したとのエピソードも残っている。政治的には連邦派で自由主義的、宗教的には名目的な正統派とされている。タバコを好んだが、飲食は節度あるものだったという。彼とともに航海した黒人のクルーの言葉で、本書史料におけるジョン・モルトンの記述は閉じられている。曰く、「私は料理人として、モルトン船長と2度ほど航海しました。私が共に航海した船乗りの中で、彼は最も優れた人物でした。彼はたとえ私が白人だったとしても、これ以上は望めないほど親切に私を扱ってくれたのです」と。

3. モルトン船長関連文書テキストの釈文および解説（一部）

以下では、本新史料群のテキストについて、その一部についてのみ、一葉ごとの釈文および解説を記してゆきたい（ここでは史料の紹介のために、あくまでも基礎的な作業に徹し、総合的な考察は向後の課題としたい）。

【史料1】

Mr. John Moulton / Bought of Country Henry Key (?) / 1794 Febry [February] 4 To 106^{lb} Cordage — 40 / [shillings] £ 2. 2. 5 / Same sum Rec [Received] payment / Henry Key (?)

索具（Cordage）を購入した際にモルトン宛に出された領収証。“40/”はむろん40シリングの意で、単価と考えて矛盾はない。日付の表記に注目するならば、日月の順はアメリカ式だが、年次が最初に記されている。同様の例は【史料4】にも認められ、おそらくは合理的かつビジネスライクな用法と考えることができよう。

【史料2】

Recd [Received] of Capt. Moulton a Box Directed for Mr. Abbot / Savannah to be forwarded under the care of / Mr. James Hamilton T (?) Kingsley / Charleston 5th Nov^r 1795

チャールストン在住のキングスレーが、サヴァナ在住のアボット宛の小包をモルトンから落手したことを同人に証する文書。さらにJ・ハミルトンに依頼して、アボットに小包を転送する旨も記されている。おそらくは公的な郵便システムを経由しない小包の送付方法が推測される史料である。

【史料3】

ドイツのハンブルクで記された領収証で、大西洋貿易の広がりを証する史料といえる。モール

トンが仕入れた商品（もしくは船上で使用するためのもの）は主として食卓用の布類であり、表にすれば次のようになる。

品名	数量	単価	金額
リネン	36ヤード	1/6 (ヤード当り)	£12. 14/
ダイアパー	1 式	—	£2. 5/
ナプキン	2 ダース	18/	£1. 16/
テーブルクロス	6 枚	10/	£3 —
同	1 式	—	£1. 13/

総計は11ポンド8シリングである。ダイアパーは菱形地紋のある麻布（もしくは綿布）で、ここではおそらくナプキンやタオルの意となろう。また、単価等のスラッシュの表記はむろんシリングを意味し、例えばリネンの1/6は1シリング6ペンスであり、これに数量の36ヤードを掛けると、ちょうど金額の2ポンド14シリングとなる。ナプキンについても同様で、1ダース当り18シリングであるから、2ダースで1ポンド16シリングとなる。史料中の最後の行には署名の前に“Recd [Received] paymt [payment] in full”の表記があり、このように「全額」まで明記している事例は他の史料にも認められる。

【史料4】

D^r. [Debit, Debtor] Cap^t Moulton To Nath^l. [Nathanael] Wyser / 1795 Dec^r 12で始まる領収証。12月12日に購入した品は3点（うち1点は、“32 Cask of Rice @ 4/2 — 0. 12. 0”）、16日は2点、17日1点で、総計は1ポンド1シリング9ペンス。最後の3行は、“Newburyport / Jan 18—1796 Recv^d [Received] Payment / Pr [Per] Me — Nath^l. [Nathanael] Wyser”と記されており、定型句と言える。【史料8】と同じく、マサチューセッツ州ニューベリーポートで書かれたもの。

【史料5】

23 March 1796 Capt John Moulton to Daniel Henrick D^r. [Debit, Debtor] / to Iron Crach [Cratch] to the Brig — 0=6=0 / 2 apriel [April] to 4 feet wood — 12=6 / to 2 by Both, 3/9 — 3-9 / Rd [Received] payment Daniel Herrick

船で用いる鉄製の飼い葉桶（Cratch）と4フィートの木材への代金を支払った際の領収証。文中のブリッグ船とは2本マストの帆船で、おそらくはモールトンが船長を務めたメアリー号を指しているものと思われる。

【史料8】

Newburyport, Oct. 1, 1796 / Capt John Moulton to Angier March D^r [Debit, Debtor] / To Impartial Herald form June 15 to Oct. 1 0=3=6 / Received payment Angier March

モールトンがアンジャー・マーチに新聞の購読料を支払った際の領収証。『インパーシャル・ヘラルド』紙は当時、マサチューセッツ州ニューベリーポートにおいて毎週火曜と金曜に発行

されていた新聞で全4ページ（1797年～99年はコネティカット州サフィールドで週刊新聞として発行）。史料の文中に記載された日付の1796年6月15日は水曜、10月1日は土曜であることから、いずれも新聞発行日の翌日付となっており、興味深い。ほぼ3か月半の定期購読料である。なお本史料では、日付の表記がすでにアメリカ式になっていることが確認できる。

【史料10】

1797 Captⁿ. [Captain] Moulton D^r [Debtor] / March 18, do [ditto] Sandy [Sunday?] 7^m at Boards a [at?] 47 c [cents?]/ D. [Dollars] 3. C.[Cents] 32 / Rec^d [Received] payment Ja^s. [James] Custer

おそらくは船舶の修理等で用いる板材（Boards）を購入した際の領収証。これまでの史料と異なり、ポンド表記ではなくドル表記となっている（月日の順もアメリカ式である）。

【史料11】

Bremen the 29th of June 1797 £ 106. Sterlg [Sterling] / Two Months after date please to pay this third bill of Exchange first / and second not paid to the order of Captⁿ [Captain] John Moulton the Sum of / One hundred and six pounds Sterling value received, which place to / account as advised by Fred^k [Frederick] Garrissen & Will^m [William] Carpzov / To Mess^{rs} [Messrs.] J C Splitgerber & Co. / Merchants / in London /

フレデリック・ガリセン・アンド・ウィリアム・カルプツォフ商会在、モールトン船長の指図人（order）に対する106ポンド・スターリングの支払いを、ロンドンのスプリットバーガー商会に求めた為替手形である。“Two Months after date”の文言が明記されており、一覽払ではなく確定日払い（日付後定期払い）の期限付手形となる。“value received”も典型的な対価受領文句（の省略形）である。文中の記載から、この「3枚目の為替手形」以前に、おそらくはそれぞれ別の便で「1枚目と2枚目」の同じ手形が送付されていたと想定される。この手形が振り出された場所はドイツのブレーメンであり、大西洋を股にかけたモールトンの取引の一端を窺うことができる。ちなみにガリセンのファーストネームの綴りはフリードリヒではなくフレデリックであり、カルプツォフのそれもヴィルヘルムではなくウィリアムと表記されており、手形自体が英語で書かれていることとも相まって、同商会在が英米系であることが推測される。

【史料14】

I・ダッジよりモールトンへの領収証（15ドル92セント）。

【史料18】

W・アームストロングによる医療費の請求書。モールトンの船がフランス人船長の指揮する船に拿捕され、ハバナに運ばれて船と積み荷を没収された際に負傷者が出て、その手当てに要した医療費関連の文書と推測される。ナポレオン戦争中の出来事であり、大西洋世界もその影響を直接・間接に受けざるを得なかったことがわかる。モールトンが船長を務めた船は、時系列順に、①メアリー号、②ナンシー号、③ランブラー号（以上、ブリッグ型帆船）、④リウォード号であり、拿捕された船はブリッグ船ナンシー号と考えられ、この請求書がブリッグ船ランブラー号宛てであることから、帰国のために同船を何らかの形で同地において入手したものと

思われる。なお、フランス人船長に拿捕されたナンシー号等の補償に関する記載が合衆国上院の記録にある（「1801年7月31日以前のフランスによる拿捕没収に関して、合衆国市民への補償の請求が未解決」）。

【史料19】

Rec^d [Received] 26th Sept^r [September] 1801 from Cap^t [Captain] John Moulton / the Sum of One pound thirteen and / four pence for firewood / £ 1=13=4 John Miller

薪を購入した際の領収証である（1ポンド13シリング4セント）。

【史料20】

1801年10月2日付（於・キングストン（ジャマイカ））

Kingston Jamaica October 2nd 1801 /

Dear Companyon [Companion] /

I wrote you yesterday by Capt. Henry / Saunders of the schooner John of Salem with whom [whom] I have / sent you one Hundred Dollars which you will Receive / from him Agreeable [agreeable] to Receipt and from whom [whom] you Can / get Every Information you wish Concerning me & my / transactions I wrote you yesterday the Mellancolly [Melancholy] Circum= / =stance of several of my Crué [crew] being sick and that poor Jack / was no more he was taken sick on Monday the 21st of september / with A Voiolent [violent] fever and Died saturday [Saturday] the 26th and was / Decently buried [buried] sunday the 27th of september he was sick on / shore and Every atention [attention] paid to him that he possibly [possibly] Could / have and the Best Phisions [physicians] in this place to Atend [attend] him / you will Excuse what I write for I have scarsely [scarcely] ben [been] my / self sence [since] the Mellancolly [Melancholy] Transaction took Place I shall / sail in two or three Days for New Orleans up the / Masecipe [Mississippi] river and shall writte [write] you again before / I sail — be so kind as to give my respects to our / Children & friends and Except of the love & well / wishes of your Affectionate Husband —

John Moulton

文中のジャック（家系史料の *A History of the Moulton Family* ではジョンと記載されている）は最初の妻との子で、1788年1月11日生まれ。手紙では、この船にクルーとして乗り組んでいて、^{おか}陸で病没したことが報告される。9月21日(月)にひどい熱が出て、当地で最高の医者に診てもらったが効なく、26日(土)に亡くなり、27日(日)に丁寧に埋葬した旨がしたためられており、享年13歳。船はこの後、2～3日してニューオリンズに向かうとしている。この手紙を宛てたサリーは2番目の妻で、ジョンとの間に子どもを2人もうけている（1796年生まれウィリアムと、1799年7月16日生まれで1805年10月6日に死去したチャールズ）。

【史料21】

1801年11月9日付（於・ニューオリンズ）

New Orleans November 9th 1801 /

Dear Companyon [Companion] /

Although [Although] I wrote you two Days ago by / Post yet that may be six of seven weaks [weeks] before you / receive it and a Vessel being Bound Direct for Newyork [New York] / I could not let the Oppertunity

[opportunity] ship of Informing you / of my being in perfect health and of my Arival [arrival] at / the mouth of the Masesipe [Mississippi] on the 28th of October last / but Did not arive [arrive] at this town untill [until] the 6th of this / month & Expect to lay in this place 6 or 7 weaks [weeks] for / there is no Produce Come Down the River yet but is Exp= / =ected to be plenty in the Course of that time but when / I shall go form hear [here] Remains uncertain but Expect it / will be Either to Newyork [New York] or Europe I shall Inform / you Imedrately [immediately] after I have Determined if an Oppor= / =tunity offers, this is a very agreable [agreeable] place and I / should be happy Could I but hear from you and our / famaly [family] and Could Best the Remembrance of poor Jack form my mind, but that is Impossible at present / be so kind as to give my Respects to our Children & / friends & Except of the Love & well wishes of your / Affectionate Husband

ps I shall write you again in a / two Days by way of whited ciphra [cipher?]

前史料（【史料20】）のあと、少なくとも1通の手紙（11月2日付）をニューオリンズの郵便を使って送っているが、この【史料21】はその次の手紙となる。たまたまニューヨークに直行する船があったため、慌てて書いて船長に託したものと推測される。なお追伸では2日以内に手紙を再びしたための旨、記している。本書間でも、再度、亡くなったジャックへの言及が認められる。

【史料24】

Liverpool April 12th 1802 / Received of John Moulton One Pound / five shillings in full for Carting away the / Maryes [Mary's] Ballist [Bullets?] / Henry his + mark Macoy

おそらくメアリー号に積み込む銃弾（の運送）に関わる領収証であろう。ヘンリー・マッコイなる人物は字が書けなかったため、署名の代わりに「+」の印を記しており、当時、かかるケースでよく見られた慣習である。イギリスにもかかわらず、日付の表記はアメリカ式となっており、前述のように字の書けなかったマッコイに代わって、おそらくはモールトンがこの領収証の文面を書いたことが推測される。

【史料27】

District of New=York / To all the faithful of CHRIST, to whom these Presents (本証書) may come. / WHEREAS it is Pious and Just to bear Witness of the Truth, lest Error and / Deceit overthrow it: / And WHEREAS the—Brig. Mary— / of which John Moulton under GOD is Master, and now ready to depart from the / Port of the City of New-York, and if GOD please, to sail for Havre de Grace / and other Places beyond Sea, with—Eight—Persons, including the Master of the said Brig— / WE THEREFORE to you all, by the Tenor of these Presents, do make known / that praise be to GOD the MOST HIGH and GOOD no Plague, or any dangerous / or contagious Disease, at present exists in the said Port. / GIVEN under our Hands and Seals of Office, this fourteenth Day of February 1803 / and in the Twenty Seventh Year of the Independence of the United States of America.

当該の船の船員・船客に疫病にかかっている者がいないことを公的に証明する健康証明書で、本証書の場合、ニューヨーク港を管轄する部局が発行している。行き先として記載されているハヴァディ・グレイスはメリーランド州の港町である。比較的近い距離の移動であるが、それ

でもこのような証明書の発行が求められたのである。印刷された用紙に担当者が必要な部分のみ手書きで記入して（網掛けにした箇所が手書き）、署名と印章を施しており、重要な文書であることが窺える。神に関する文言も太字で多用されて、かくも重要な事柄ゆえ、その信憑性を宗教的な面からも保証する機能が求められたと解釈することもできる。後になるとこのような、いわば大仰な宗教的表現は姿を消し、純粋に医学的なシンプルなものとなる。

【史料28】

《宛先》

Capt [Captain] John Moulton / Aat [At] Newyork [New York] on Board / the / Brig Mary / to the Cair [Care] of Eebenesar [Ebenezer] / Stevens Eesqr [Esquire] / 34

夫ジョン・モールトンに宛てた妻サラの手紙。4つ折り。同じアルファベットの大文字と小文字を重ねて記すのは、筆者（妻）の癖であろう。船上の人物宛に手紙を出す際の住所の記し方や方法（気付にするなど）がわかる。34の数字が何を意味しているか不詳であるが、もちろん手紙を書いた人物の手になるものではなく、現代のものでもない。ほぼ同時代の筆跡とすれば、配達に関連する何らかの符号とも考えられるが、少し後になって、本人か遺族等が文書を整理する際に振った整理番号である可能性が高いように思われる。

《本文（表面）》

Dear Companion Wenham ウェナム（マサチューセッツ州） June 2 1803 / this is to in form [inform] that I recived [received] two letters / from you last night the 5 and 12 of Apr [April] / wich [which] in forms [informs] me that you are bound / to Newyork and that you had bin [been] ill / wich [which] makes me unesy [uneasy] to hear of / You are iill [ill] you menchned [mentioned] you are cnce ^sens [sense] at not reciven [received] letters from me / after you sailled [sailed] but I cold [could] not wite [write] / with out [without] giving you uneasyness [uneasiness] / for inceedently [incidentally] after I wote [wrote] last my / Children wore [were] taken with the / Measles and william was enery [enervative] / Sick for sum [some] tonce [tonsil (扁桃腺)] and sence [since] that John / has laid at the point of death for two / or three weaks [weeks] no person thoat [thought] he cdd [could] / live but he has got the better of disorder [disorder] I am in as good helth [health] as ever and child / and when I hear of your Sweet I shall wite [write] more / partcular [particular] and in form [inform] you of mmy [my] things S^{er} Mout [Sarah Moulton]

この消された署名からは、手紙をしたための妻サラの心の動きが読み取れる。すなわち彼女は最初、自署をしてここで手紙を終わりにしようとしたが、思い直して署名を消し、さらに裏面に夫の無事を祈る文章を付け加えたのである。このささやかな事実には、妻の夫に対する愛情の発露を素直に認めるべきであろう。

《本文（裏面）》

tiss [it is] my senserser [sincere] wish that they may / find you safe arived [arrived] and in good helth [health] / and breathing the same are with / me tho [though] at so great adestance [a distance] is the / wish of your wife / Sarah Moulton

【史料34】

モールトンへの請求書に、S・フィスクが領収の署名をしたもの。本史料に記載された明細部分が本来、請求書であり（すなわち領収時に記された明細ではなく）、代金の領収時にこの請求書に署名をすることで領収の証としたと判断されるのは、明細部分の日付が1803年1月14日であるのに対して、領収記載部分には1805年5月13日と明記されているからであり、実際、両者のインクの濃さ等には若干の差異が認められ、この間に時間が経過していることが確認できる。

【史料38】

この史料以後、リワード号への言及が散見される（表中の※）。このリワード号はブリッグ船ではなく単に“ship”とのみ記載されるが、同船について言及したウェブサイトがある⁽⁶⁾。それによればトン数は590トンで、最終的に5,232ドルで売却できたという。それは同船による私掠行為のコストすべてを上回る金額だったとされている。

【史料55】

《A》

John Moulton with his friends / Desires to praise God for his great goodness / to him while Absent by sea, and in return / =ing him home in safety — they also [also] desire / prayers that the Death of his wife & youngest / Child may be santified [sanctified] to him for his spiritual / good

《B》

John Moulton with his friends

《C》

John Moulton with his friends Desires to / praise God for his great goodness to him / while absent by sea, and in returning him / home in safety — they also [also] desire / prays [prayers] for the Death of his wife and / youngest Child may be santified [sanctified] to them for theri [their] spiritual good. santified [sanctified]

文章の最後の“santified”は、綴り字に不安があったためか、再度確認するために記したと想像される。

《D》

John Moulton with his friends — Desires / to praise God for his great goodness / to him while absent by sea and in return= / =ing him home in safety

モールトンのおそらくは手紙の草稿（2つ折り）。一葉の紙の表裏に4箇所、文章が記載されており、すべて同じ内容についての文言を推敲したものと考えられる。日付はないが、彼の妻と子の死に触れた部分が含まれており、家系史料の *A History of the Moulton Family* から推測すると、必然的に1803年6月2日以降となろう。《A》と《C》はほぼ同一であり、文章の完成形と考えられるが、最後の一文中の所有格の用い方が異なっている。文章の長さや位置等から判断して、書かれた順序は、《B》→《D》→《C》→《A》と推定される。

【史料56】

親族のダニエル・モールトンがジョンに労働の代償を請求した請求書である。

註

- (1) 入手にあたっては、当然ながら筆者個人が費用を負担しており、科研費等は使用していない。
- (2) ただし、セイラムのピーボディエセックス博物館にはモールトン一族の史料が収蔵されている。それらは、① Moulton Family Papers, 1810-1864、② Moulton Family Papers, 1842-1890、③ Notebook of Moulton Family (n.d.) の3種類に分類されており、保管状況は、①が封筒1枚に収蔵、②が2箱に収蔵、③がフォルダー1枚に収蔵、となっている。ただし最も古い①ですら1810年以降の文書であり（③は年次不詳だが、その性格上、ある程度後世のものとして推定される）、対する本稿の新史料は1794年から1808年までがほとんどで、1810年以降はわずか4点のみである（さらに年代不詳のものも4点あるが、その記載形式から、おそらくは他の史料と同年代と思われる）。したがって本新史料は、ピーボディエセックス博物館に収蔵されている史料よりも、さらに古い史料群ということになる。モールトン船長自身は1824年まで生存しているため、同博物館収蔵の文書の中に、関連史料が見つかる可能性もないではないが、いわば彼の晩年に該当することから、本新史料が証しているような、大西洋を股に掛けて積極的に航海をおこなっていた最盛期とは言いにくいであろう。
- (3) 拙著『記録と記憶のアメリカ——モノが語る近世』（名古屋大学出版会、2016年）。
- (4) “Spared & Shared 2// — rescuing history from old letters one page at a time.”
- (5) Maureen Taylor, *The Last Muster: Faces of the American Revolution*, Vol. 2 (2013), pp. 70-71.
- (6) “1812privateers.org.”

キーワード：アメリカ史、建国期、大西洋史、アトランティック・ヒストリー、エフェメラ、ジョン・モールトン船長

表1 ジョン・モールトン船長関連文書

史料番号	種類	日付	場所	料紙	法量 (cm)		密線の向き	透かし	記載		金額表記
					横	縦			天地	表裏	
1	領收証	1794/2/4	—	簀の目紙	20.1	9.8	縦	無	—	—	£
2	証明書	1795/11/6	チャールストン	簀の目紙	21.1	10.3	横	無	—	—	—
3	領收証	1796/1/11	ハンブルク	簀の目紙	19.3	15.2	横	有	逆	真	£
4	領收証	1796/1/18	ニューベリーポート (Mass.)	簀の目紙	11.5	10.3	縦	無	—	—	£
5	領收証	1796/3/23	—	簀の目紙	17.8	7.5	横	無	—	—	£
6	領收証	1796/6/1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	運賃明細	1796/6/13	ハンブルク	—	—	—	—	—	—	—	£ (?)
8	領收証	1796/10/1	ニューベリーポート	簀の目紙	18.6	5.1	縦	有	?	?	£
9	領收証	1797/3/2	—	簀の目紙	20.3	8.3	横	無	—	—	£
10	領收証	1797/3/18	—	簀の目紙	20.5	9.7	横	無	—	—	\$
11	為替手形	1797/6/29	ブレームン	簀の目紙	24.8	10.5	横	有	逆	真	£
12	領收証	1797/7/11	(ドイツ語表記)	—	—	—	—	—	—	—	—
13	領收証	1797/7/13	—	簀の目紙	18.9	22.6	縦	有	直角	表	\$
14	領收証	1798/5/2	ウェナム (Mass.)	簀の目紙	20.1	8.4	横	無	—	—	\$
15	領收証	1799/1/14	セイラム	簀の目紙	20.2	9.3	横	無	—	—	£
16	領收証	1799/1/18	—	—	—	—	—	—	—	—	\$
17	領收証	1799/1/18	—	—	—	—	—	—	—	—	\$
18	請求書	1799/7/9	ハバナ (キューバ)	簀の目紙	19.6	12.6	横	有	逆	真	\$
19	領收証	1801/9/26	—	簀の目紙	20.3	9.9	縦	有	直角	真	£
20	手紙 (夫から妻)	1801/10/2	キングストン (ジャマイカ)	簀の目紙	20.5	25.5	縦	無	—	—	\$
21	手紙 (夫から妻)	1801/11/9	ニューオーリンズ	簀の目紙	41.0	25.0	縦	無	—	—	—
22	領收証	1802/1/4	—	簀の目紙	19.2	11.5	縦	無	—	—	\$
23	請求書	1802/4/9	リヴァプール	—	—	—	—	—	—	—	£
24	領收証	1802/4/12	リヴァプール	簀の目紙	18.4	8.5	縦	無	—	—	£
25	領收証	? 1802/4/14	リヴァプール	—	—	—	—	—	—	—	—
26	領收証	1802/12/25	—	簀の目紙	17.8	7.2	横	無	—	—	£
27	船員船客健康証明書	1803/2/14	ニューヨーク	簀の目紙	30.5	19.4	縦	無	—	—	—
28	手紙	1803/6/2	NY停泊中。メアリー号にて落手	簀の目紙	32.2	39.0	縦	無	—	—	—
29	約束手形	1803/7/14	ニューヨーク	簀の目紙	20.0	11.3	横	有	逆	表	\$

30	手紙 (妻から夫)	1804/6/21	ウェナム	質の目紙	37.1	31.3	横	無	—	—
31	領收証	1804/10/18	リヴァプール	質の目紙	19.0	15.5	横	無	—	\$
32	領收証	1805/2/20	—	質の目紙	21.0	15.2	横	有	?	\$
33	領收証	1805/4/12	—	網目漉き紙	20.5	10.7	—	無	—	\$
34	領收証 (請求書付)	1805/5/13	ウェナム	質の目紙	13.8	17.4	縦	無	—	\$
35	手紙 (夫から妻)	1805/6/19	ノーフォーク	網目漉き紙	19.2	25.1	—	無	—	—
36	手紙 (領收証)	1805/7/3	ノーフォーク	質の目紙	37.1	30.1	横	有	逆	£
37	手紙	1805/7/10	—	—	—	—	—	—	—	—
38	請求書*	1805/7/16	—	質の目紙	18.5	24.0	横	無	—	\$
39	請求書*	1805/7/19	ノーフォーク	質の目紙	18.5	15.5	横	有	正	\$
40	手紙 (宛書)	1805/11/9	プリストル	質の目紙	40.6	25.2	縦	有	直角	£
41	領收証	1805/11/24	プリストル	網目漉き紙	18.7	23.3	—	無	—	£
42	領收証* (41に糊で添付)	1805/11/24	プリストル	質の目紙	21.0	8.2	横	有	逆	£
43	請求書*	1806/9/13	プリストル	質の目紙	19.7	12.2	縦	有	?	£
44	領收証 (請求書付)	1806/12/25	—	網目漉き紙	18.1	13.0	—	有	直角	£
45	船荷証券*	1807/2/23	プリストル	質の目紙	22.6	13.7	横	有	逆	£
46	—	1807/3/3	—	—	—	—	—	—	—	£
47	領收証 (現金私)	1807/2/*	プリストル	質の目紙	18.8	12.5	横	有	逆	£
48	領收証*	1807/2/*	プリストル	質の目紙	20.0	12.9	横	有	逆?	£
49	—	1808/5/10	—	—	—	—	—	—	—	£
50	請求書	1812/*/*	—	質の目紙	15.1	9.3	縦	無	—	\$
51	—	1814/4/22	—	—	—	—	—	—	—	\$
52	請求書	1815/*/*	—	質の目紙	13.6	18.1	縦	無	—	\$
53	請求書	1816/*/*	—	質の目紙	11.3	17.3	横	有	逆	\$
54	領收証	1826/11/15	ウェナム	網目漉き紙	16.3	5.8	—	無	—	\$
55	手紙 (草稿)	n.d. (1803/6/2以降)	—	網目漉き紙	36.8	23.0	—	無	—	—
56	請求書	n.d.	—	質の目紙	18.2	18.8	横	有	逆	£
57	—	n.d.	(ドイツ語表記)	質の目紙	19.6	8.1	縦	無	—	—
58	請求書*	n.d. (1808年?)	—	質の目紙	19.0	23.5	縦	有	直角	£
59	—	n.d.	—	—	—	—	—	—	—	—

註) 網掛けの史料は未入手だが存在が確認できるもの。* はリウワード号の名が明記されているもの。縦横の法量は原則として最大値を採用。

Abstract

A Note on the New Historical Documents of a Privateer Captain in the Early National Era

Mitsuhiro Wada

This paper deals with newly found documents concerning Captain John Moulton (1762–1824), who sailed to many ports of the Atlantic world including Kingston, Havana, Liverpool, Bristol, Hamburg, Bremen, etc. The author owns 47 documents privately, which consist of 7 letters and many “ephemera” that are receipts, bills, promissory notes, etc. Though he was known in his local areas, Newburyport and Wenham, Massachusetts, the captain was not a “famous” person, so his documents were not collected by libraries nor archives. The 47 documents, however, tell kaleidoscopic aspects of the modern Atlantic world, where he experienced the trade of many commodities such as fabrics and his private events such as the tragic death of his loving child. This paper produces the printed text and interpretation of several documents and the whole list of 59 documents (their date, location, type, size, watermark, etc.) ever known concerning the captain including the 47 documents with their photos.

Keywords: American History, Early National Era, Atlantic History, Ephemera, Captain John Moulton